



地主・経営者のための情報マガジン

AgriTimes

11

ランドマーク税理士法人は
税金と資産運用のプロとしてお客様満足度No.1を目指します!

スカイツリーに行ってきた。
地上450mの空中回廊は
本当に空を散歩しているようでした。

あなたにとって最適な選択は？

上場株式等の

譲渡損失繰越控除と 配当所得の申告

上場株式の申告方法徹底攻略!

脱出法
とっておきの
脱出法

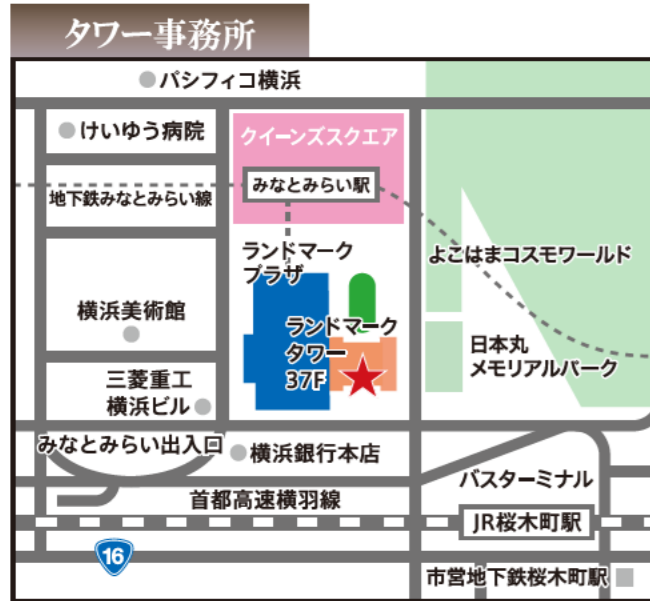
新連載
営業職に
大いに
役立つ!

100切り!
ゴルフ予備校
ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

今から流れをシミュレーション

相続の開始から申告までの
スケジュール

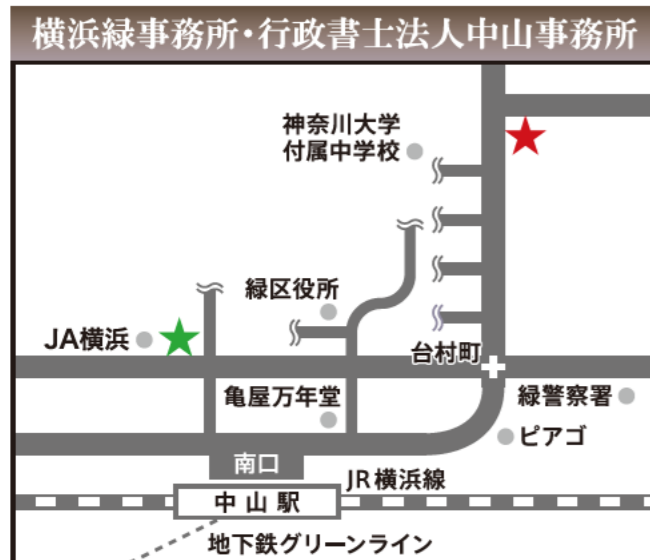
時間軸で見る相続手続き



桜木町駅(JR・市営地下鉄)徒歩5分
みなとみらい駅(みなとみらい線)徒歩3分



東京駅(JR・東京メトロ丸の内線)10番出口直結 徒歩3分
二重橋前駅(千代田線)4番出口 徒歩2分
大手町駅(都営三田線)D1出口 徒歩4分 ほか



★行政書士法人中山事務所 中山駅(JR・市営地下鉄)徒歩5分
★横浜緑事務所 中山駅(JR・市営地下鉄)徒歩12分



黒川駅(小田急多摩線)徒歩5分
若葉台駅(京王線)徒歩10分



ランドマーク税理士法人
広報委員会

ランドマーク税理士法人
株式会社ランドマークエデュケーション
ランドマーク行政書士法人
株式会社ランドマークコンサルティング
E-mail seita-yukihiro@tkcnf.or.jp
[相続税] <http://www.zeirisi.co.jp>
[法人税] <http://www.landmark-tax.com>

ランドマーク税理士法人 検索
0120-48-7271
ヨハセツセイ

★タワー事務所
〒220-8137 横浜市西区みなとみらい2丁目2番1号 横浜ランドマークタワー37階
TEL/045-263-9730 FAX/045-263-9731

★東京丸の内事務所(丸の内相続大学校)
〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目5番2号 三菱ビル9階
TEL/03-6269-9996 FAX/03-6269-9997

★横浜緑事務所
〒226-0014 横浜市緑区台村町644番地
TEL/045-929-1527 FAX/045-929-1528

★川崎黒川事務所(相続手続支援センター)
〒215-0035 川崎市麻生区黒川24番地
TEL/044-281-3003 FAX/044-281-3004

★行政書士法人 中山事務所(相続プラザ)
〒226-0011 横浜市緑区中山町83番地
TEL/045-350-5605 FAX/045-350-5606

スマートフォンで
QRコードを読み込むと
弊社ホームページに
アクセスできます!



TKC 相続プラザ 相続手続支援センター

上場株式等の譲渡損失繰越控除と

配当所得の申告



少し難しいテーマですが、
今回は私、清水が
パッチリお届けいたしますよ！

今回は、近年になって資産としての重みが増してきた上場株式等の課税関係についてご説明します。これを知っておけば確定申告で取扱いに悩むことはありません！

1. 株式譲渡の損益通算

株式等の譲渡所得の利益と損失については、それ同士は損益通算することができます。原則として、控除しきれない損失額を給与所得など他の各種所得の金額から差し引くことはできません。ただし、**申告分離課税**を選択した上場株式等に係る**配当所得**に限っては**損益通算**することが認められています。

ここ、ポイントです！
わかりにくければお気軽に
ご連絡くださいね♪

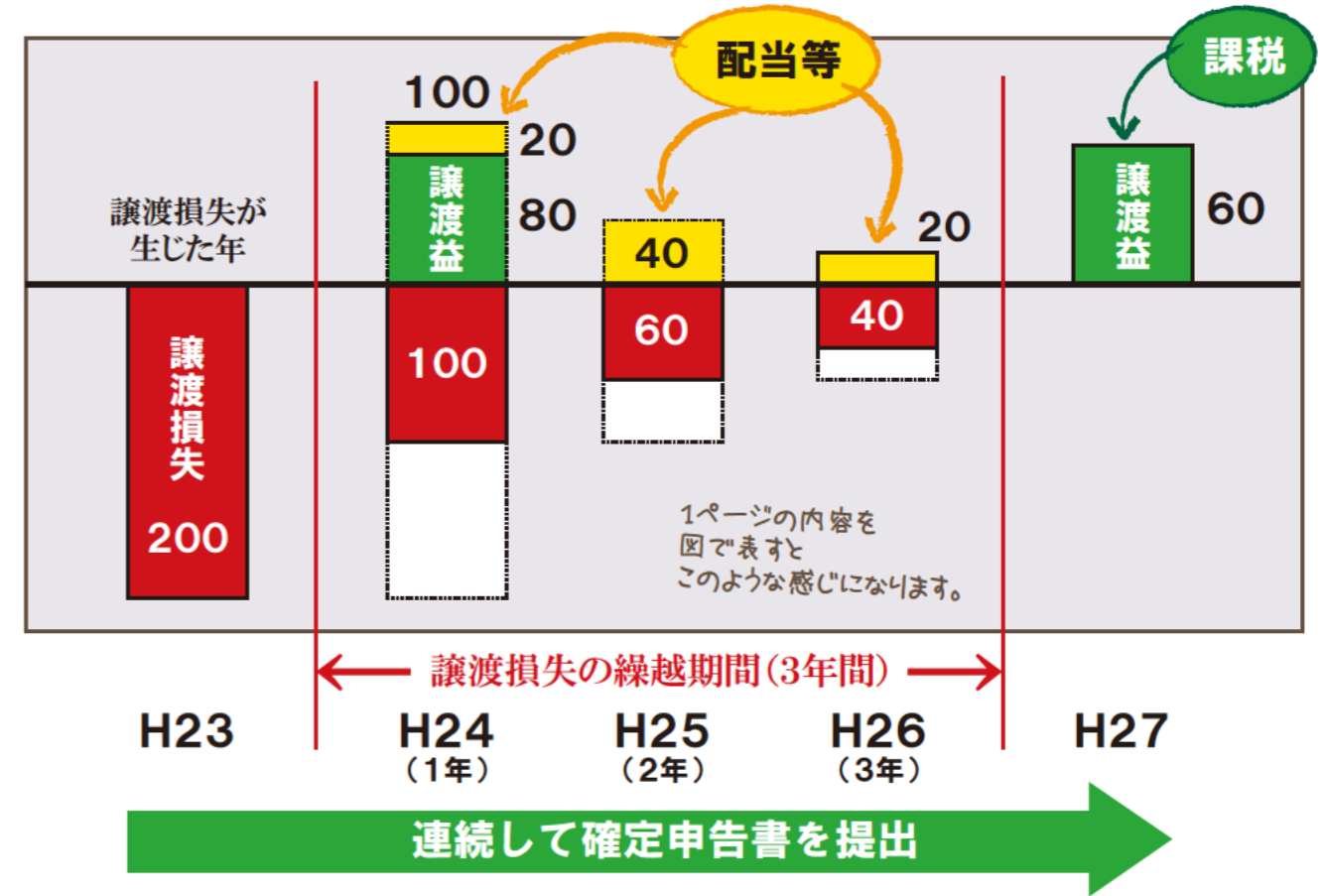


源泉徴収ありの特定口座内では、上場株式等に係る譲渡損と配当等が損益通算されます。そのため、他の上場株式譲渡益・配当との損益通算や2(次項目参照：上場株式等の譲渡損失繰越控除)の適用を受ける必要がなければ、確定申告の必要はありません。

2. 上場株式等の譲渡損失繰越控除

損益通算してもなお控除しきれない上場株式等の譲渡損失の金額は、売却の年の翌年以後、**3年間にわたり繰り越す**ことができます。

※平成24年中に株式等の売却をしていない場合でも、前年から繰り越した上場株式等の譲渡損失の金額を翌年以後に繰り越す場合には、確定申告書に「**所得税の確定申告書付表(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除用)**」を添付して提出する必要があります。なお、この付表は、翌年以後の申告で必要になりますので併せて作成し保管して下さい。



3. 繰越控除がある場合、配当所得は申告分離税に

上場株式等の配当等(大口株主等である場合を除く)については、確定申告をするのであれば、「**総合課税**」の他に「**申告分離課税**」を選択することができます。また、この所得については既に源泉徴収されているため、納税者の判断により**確定申告をしない**ことも認められています。課税関係の主な部分を整理すると、以下のとおりです。

大口株主等とは、その上場株式の株式を5%以上保有する者をいいます。
平成23年10月1日以後の配当は3%以上となります。



■上場株式等の配当等に関する課税関係

	確定申告をする		確定申告をしない (確定申告不要制度適用)
	総合課税	申告分離課税	
借入金利子の控除	あり	あり	なし
税率	累進課税	所得税7% 地方税3%	所得税7% 地方税3%
配当控除	あり	なし	なし
上場株式等の譲渡損失との損益通算	なし	あり	なし

■ 配当所得を「総合課税」で申告した場合の有利判定

課税総所得金額	税目	税率	配当控除	実質税率	源泉徴収申告分離課税	有利判定
695万円以下 330万円超	所得税	20%	-10%	10%	7%	申告不要 申告分離課税 有利
	住民税	10%	-2.8%	7.2%	3%	
330万円以下 195万円超	所得税	10%	-10%	0%	7%	総合課税 有利
	住民税	10%	-2.8%	7.2%	3%	

確定申告をすれば、株式の取得に利用した借入金の利子を控除することができます。確定申告でも課税方法は2通りの選択肢があります。

一般的には、課税総所得金額が330万円以下であれば、配当控除が適用される「総合課税」を選択する方が税額は有利で、課税総所得金額が330万円超、かつ、上場株式等の譲渡損失がある場合であれば「申告分離課税」を選択する方が有利とされています。

10.17水
11.12月

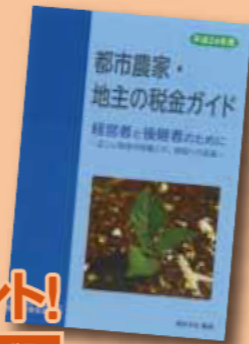
ランドマーク特別セミナー

相続対策としての不動産売却！

『不動産経営者のための譲渡所得の攻略法』

● 税理士次第で大きく変わります！

所得税でも譲渡所得は特殊で複雑なもの。不動産の譲渡に関して言えば、多様な特例が用意されているため、それを活かすも殺すも税理士次第です。今回は、不動産オーナーの方が関心を持っている譲渡の特例や生前贈与の具体的な活用方法について、事例を挙げながら丁寧に解説をしていきます。



参加者さま全員にプレゼント!

都市農家・地主の税金ガイド 平成24年度版

- 期日/場所 ● 10月17日(水) 東京丸の内 三菱ビル10階
11月12日(月) 横浜ランドマークタワー25階
- 時間 ● [講義] 15:00~16:00 [個別相談] 16:00~16:30
- 参加費 ● 1,000円(関与先様、2回目以降、ご紹介の参加者様は無料)
- 講師 ● 清田 幸弘(代表税理士)ほか

お申し込み、お問合せはランドマークまで ☎ 0120-48-7271
ヨハ セ ヅ セイ

いつもたくさんのご参加、本当にありがとうございます。
今回お待たせしてすみません。
どうぞよろしくお願いいたします。



ありがとうございます！ 好評の声をいただいています！



セミナー報告

8月9日(木) 緑公会堂、8月22日(水) 都筑公会堂、8月31日(金) 麻生市民館
● ~正しい遺言で“争族”回避を~ 『相続・遺言実践塾』
残された家族の生活が、誤った遺言書によって左右されないために、遺言の正しいあり方をご紹介します。

お客様の声

- 遺言書の種類のメリット、デメリット等詳しく聞いて参考になりました。
- 清田先生にお世話になっているお客様が多数いらっしゃいます。セミナーの情報をお客様にも伝えたいと思います。他のお客様にもぜひ紹介させて頂きたいと思っております。どうもありがとうございました。(銀行)
- ゆっくりわかりやすく、とても聞きやすかったです。
- おかげさまで大変良く理解できました。(不動産業)

緊急告知! ※同封の案内をご覧ください
ご好評につき、横浜市・川崎市にて今後も同様のセミナーを開催していきます!

- 日にち/場所
10月9日(火) 多摩市民館
10月16日(火) 中原市民館
11月18日(日) 宮前市民館
- 時間(講義) 14:00~15:00
(個別相談) 15:00~15:30
- 参加費 無料
- 講師 清田幸弘(代表税理士)他



8月20日(月) 東京丸の内 三菱ビル

● 申告後も気が抜けない! 『相続税務調査の実態と対策』

「4件に1件」訪れると言われる相続税の税務調査。税務調査の対象にならないための申告時の留意点をはじめ、税務調査当日の流れや担当官からの質問対策など、現場を知り尽くしたプロが分かりやすく解説しました。

お客様の声

- 現場の様子が分かり、大変参考になりました。(不動産鑑定士)
- ウィットに富んだ楽しいセミナーでした。是非ご提携頂ければと考えております。(不動産業)
- 清田先生の経験と実績に基づいた説得力のあるお話に感服しました。(コンサルティング業)
- いつもご案内ありがとうございます。今回も勉強になりました。(生命保険会社)
- 先生の講演は分かりやすく、大変勉強になります。(銀行)



丸の内相続大学校

丸の内相続大学校とは、相続に関わる一連の手続き・税務等を習得できる、一流の実務家を養成する講座です。

10月は第4-8期開講!
三菱ビル1Fにて開催! 受付はHPIにて!



- 10月6日(土) 第4講座
遺言書・遺産の確定・遺産分割の法律上の要件と落とし穴
元赤坂法律事務所 代表 弁護士 北出容一氏
- 10月6日(土) 第5講座
相続人の悩みを癒す 相続税を踏まえた納税資金対策
ひょうご税理士法人 代表 公認会計士・行政書士 妹尾芳郎氏
- 10月11日(木) 第6講座
法定相続人の確定と遺言書、成年後見制度の概要
田近淳司法書士事務所 代表 司法書士 田近淳氏
- 10月18日(木) 第7講座
元税務署勤務の税理士から見た税務調査の進め方
大村文明税理士事務所 代表 税理士 大村文明氏
- 10月25日(木) 第8講座
経験事例からの争続パターン別予防解決指針
弁護士法人小嶋総合法律事務所 代表 弁護士 小嶋和也氏



第9・10講座	11月10日(土)
第11講座	11月15日(木)
第12講座	11月22日(木)

※開催日は変更になる可能性があります

単独講座の受講も可能! 詳しくはランドマーク税理士法人ホームページへ!

相続の開始から申告までのスケジュール



Q.「相続が発生し、相続税の申告をしなければならないのですが、いつまでに申告書を提出し、それまでにどのようなことをするのでしょうか。」

A. 相続税の申告書は、被相続人の死亡(相続の開始)を知った日の翌日から10ヶ月以内に提出しなければなりません。そのため、相続開始から3～4ヶ月までの間には、相続人、財産・債務を確認するという流れになります。そこから、遺産分割、納付方法、納税資金等についての検討が始まることになるのです。



【解説】

相続の発生とは、すなわち、被相続人が亡くなったことを指しますが、その日の翌日から10ヶ月以内に相続税の申告をしなければなりません。その間にも、通夜、葬式などやるべきことが山積している上に、相続人は税金の申告に係わるたくさんの手続きを行う必要があります。いざ相続が発生したときに混乱することのないように、あらかじめ手続きの大まかな流れを把握しておきましょう。

被相続人の死亡	相続の開始 ・通夜、葬式 ・初七日の法要 ・四十九日の法要 ◎被相続人の財産・債務、遺言書の有無を確認します。
3ヶ月以内	◎相続人の確認をします。 ・相続の放棄または限定承認
4ヶ月以内	被相続人にかかる所得税の申告・納付(準確定申告) ◎被相続人の死亡した日までの所得税の申告・納付(準確定申告といいます)をします。 ◎遺産分割の決定・分割協議書の作成、納税猶予を受ける場合はその手続き、納税資金について検討しながら相続税申告書を作成していきます。
10ヶ月以内	相続税申告書の提出・納付

1. 相続開始の翌日から3ヶ月以内

通夜・葬儀等で忙しくなりますが、まずは死亡届の提出をしなければなりません。**死亡診断書**を添えて、被相続人の住所地の市区町村役場に届け出ます。次は、**遺言書の**

有無の確認です。遺言書がなかったり、遺言書があっても分割方法の指定のない財産があったりした場合、**相続人全員の話し合い**で分割方法を決めることになります。

また財産の概要を把握して、大まかな財産目録を作成してください。その際、財産だけでなく、債務も網羅する必要があります。万が一、被相続人が債務超過であった場合は、相続開始の翌日から3ヶ月以内であれば「**相続放棄**※1」、もしくは「**限定承認**※2」をすることも可能です。

- ※1 **相続放棄**
相続人が被相続人の権利や義務を一切受け継がないこと
- ※2 **限定承認**
被相続人の債務がどの程度あるか不明であり、財産が残る可能性もある場合等に、相続人が相続によって得た財産の限度で被相続人の債務の負担を受け継ぐこと

わからない用語や言葉があれば解説します!



2. 相続開始の翌日から4ヶ月以内

被相続人が確定申告をしなければならない場合、亡くなった日までの確定申告をしなければならない場合があります。これを「**準確定申告**」といいます。4ヶ月以内に被相続人の住所地の税務署へ提出します。

3. 相続開始の翌日から10ヶ月以内

心身の疲れが出るのもこの時期。



いつも少しでもお役に立てれば...と思っています。

財産の評価・鑑定を踏まえて、遺産分割協議によって決めたことは「**遺産分割協議書**」にまとめます。この「遺産分割協議書」は、相続登記や保険(共済)名義・預貯金名義変更時に使用する大切な書類です。

あとは「**相続税申告書**」を作成して納税額を確定させます。もともと、金額が決まったからといってそれで終わりではなく、当然納付しなければなりません。最後の関門は納税資金の確保です。

相続税は金銭一時納付が原則とされていますが、現金が足りなければ、土地の売却や金融機関からの借入れも選択肢に挙がってきます。

どうしても納税資金が作れないときは、「**延納**」という相続税を分割払いする制度や「**物納**」という相続財産をそのまま納税する制度も用意されています。

相続税の申告は**膨大な量の手続きを期限内に済ませなければならない**といった時間との闘いです。早期のうちに専門家へご相談下さい。

ご不明な点がございましたら
ランドマーク税理士法人までお問い合わせ下さい
0120-48-7271

営業職
必見!

テクニクを磨いて、楽しみを倍増させよう!
ゴルフによるスポーツ交流

営業職に大いに役立つ!

100切り!

第1時限

ゴルフ予備校



ゴルフスクールでは教えてくれない100切りマニュアル

こんにちは!講師の大崎です。今月からこちらで記事を書かせていただくことになりました。私はプロのゴルフレッスン講師なので、ゴルフを通じて皆さんのお役に立ちたいと思い、営業職の方に向けたゴルフ記事を執筆させていただきます。どうぞよろしくお願いします。

■とっておきのガードバンカー脱出法!

お客様とゴルフをするというのは、営業職にとっては重要な仕事です。丸一日お客様とご一緒できるので、気心も知れて気持ちよく交渉も進むでしょう。

出来ることなら、プレー中もお客様のプレーにも目を配り、気分良く1日を過ごしていただきたいものです。お客様に気持ちよく、「**ナイショット!**」のかけ声をかけて、キャディーさんばりに素早くボールを捜して場所を教えてあげる…こんな行動を心がけてプレーをしたいものですよね。

しかし、ゴルフにはさまざまな障害がつきものです。お客様のお世話をしたいのも山々なんです、グリーンに近づくにつれ、気になるのがガードバンカー。「**入れちゃいけないと解っちゃいるのに…**」と思ってしまう事も多いでしょう。

トラブルの中でも、冷や汗もののガードバンカーは入れたら最後、脱出まで何度も打ち直し。そのおかげでプレーリズムもガタガタ。いろいろなゴルフレッスン書を読んでも覚えることが多すぎて、いざコースでは思い出すどころではないでしょう。

そこで今回は今まで公開していない、**とっておきの簡単ガードバンカー脱出方法**をご紹介します。

■ポイントはたった2つ!

ガードバンカーを脱出するのに、大切なのはセットアップです。覚えていただきたいのは、以下の2つ。たったそれだけで**驚くべき効果**があります。

1. 左足に全体重をのせる
2. ボールの位置を必ずあごの下よりも左にする

この2つをセットアップ時に守るだけで、ボールの手前を適当にスイングすると、**簡単にバンカーアウト**します。

ちなみにスイング幅の目安はサンドウェッジで40ヤード位を打つイメージ(一般的に3/4スイングぐらいでしょうか)でスイングします。

このセットアップを元に、バンカー脱出が出来れば、自信がつき、**ガードバンカー脱出名人**になれるでしょう。



絶対に練習量の少ないバンカーショットは、**難しい理論は必要ありません。**とりあえず1発で脱出することが、その後のプレーリズムを崩さないコツです。このセットアップの基本を頭に刻んでおけば、バンカー脱出不能というスランプに陥らずにすむでしょう。



100切りゴルフ予備校のホームページでは、お役立ちゴルフレッスンをご紹介します。

ゴルフレッスン講師:大崎
<http://ameblo.jp/hoshitakato/>



100切りゴルフ予備校



お客様に楽しんでもらいたい、心の距離を縮めるチャンス!
青空の下、都会の喧騒を離れてゴルフ